

「ひょうご自転車安全利用宣言」募集要領

1 目的

自転車の安全な利用を推進するため、県内の企業、大学・専門学校及び各種団体（以下「企業・団体等」という。）に「ひょうご自転車安全利用宣言」への賛同を求め、企業・団体等が主体的に交通安全活動に取り組む環境を醸成し、自転車交通安全意識の向上につなげる。

2 募集開始日

令和8年9月21日

3 対象

(1) 企業

県内に所在する企業（企業全体又は支店、営業所等の事業所単位での参加も可とする。）で、通勤や業務等で日常的に自転車を使用する者がいること

(2) 大学・専門学校

県内の大学や専門学校又はそれらが認定する団体で、通学や団体の活動に伴う移動において日常的に自転車を利用する者がいること

(3) 各種団体

県内を活動拠点とする各種団体（スポーツクラブ、外国人団体、婦人会、老人クラブ等の地域コミュニティ団体）で、移動や活動等で日常的に自転車を利用する者がいること

4 共同宣言

(1) 申込み

ア 兵庫県ホームページに設置の応募フォームから申し込み

応募先 兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課交通安全対策班（事務局）

URL <https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/hyogo-bicycle-safety-declaration>

イ 事務局は、企業・団体等の代表者と交通安全対策委員長（知事）と連名の宣言書を発行する。

(2) 宣言の内容及び宣言書

様式1のとおり

(3) 企業・団体等における宣言書の活用方法等

- ・ 目につきやすい場所に宣言書を掲示し、その内容を組織的に実践することで、自転車安全利用の気運を醸成する。
- ・ SNS（インスタグラムやX（旧 Twitter）等）のアカウントを所有する場合、本宣言をした旨を投稿するよう努める。
- ・ ホームページや商品パッケージ、広告等に本宣言をした企業・団体等（以下「宣言企業・団体等」という。）である旨の表示並びにロゴマークを使用することができる。

（例：〇〇株式会社は「ひょうご自転車安全利用宣言」をしています）

・ ロゴマーク

丸型ロゴマーク	四角型ロゴマーク
簡易ロゴマーク	

5 役割

(1) 宣言企業・団体等

- ① 従業員等への自転車の安全利用教育・研修の実施など自転車の安全利用の促進
- ② 宣言書の掲示・SNS等の投稿等による活用
- ③ 事務局が実施するアンケート等への協力

(2) 兵庫県交通安全対策委員会

- ① 宣言企業・団体等を兵庫県ホームページに掲載
- ② 交通安全に関する情報提供
- ③ 宣言企業・団体等が実施する自転車交通安全教室への協力
- ④ アンケートの分析及び優良事例等の紹介

6 その他

制度について疑義が生じた場合は、事務局と協議し、その指示に従うこと。

7 主催

兵庫県交通安全対策委員会

8 問い合わせ先（事務局）

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課交通安全対策班

TEL 078-362-3879

FAX 078-362-4465

E-mail kurashianzen@pref.hyogo.lg.jp

(様式1)



ひょうご自転車安全利用宣言

私たちは安全で安心な兵庫を作るため
自転車の交通事故ゼロを目指します

一、自転車安全利用五則を遵守する

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライト点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

一、ながら運転をしない

一、県民の模範となる自転車安全利用に努める

以上を実践し自転車の安全利用を推進することをここに宣言します。

令和 年 月 日

企業・団体等名

代 表 者 氏 名

兵庫県交通安全対策委員会会長 兵庫県知事 齋藤元彦

No.0000000